

令和 8 年度 税制改正について

令和 8 年 4 月 1 日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第 76 回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介いたします。

なお、第 76 回税理士試験において適用される法令等は令和 8 年 4 月 3 日現在施行のものとなっています。

◇所得税法

<概要・制度趣旨等>

令和 8 年度税制改正項目のうち第 76 回本試験へ向けて対策すべきものは以下のとおりです。

① 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の期限延長及び改正（措法 28 の 2）

- ・ 一定の青色申告者が適用できる少額減価償却資産の特例につき、次のとおり要件が緩和されたうえで、適用期限が令和 11 年 3 月 31 日まで延長されました。
- ・ 取得価額要件 30 万円未満 → 40 万円未満

（注）令和 8 年 4 月 1 日以後に取得した場合に適用されます。

なお、あわせて特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 3）につきましても、工具、器具及び備品の取得価額要件が 30 万円以上から 40 万円以上に引き上げられました。

② 住宅借入金等（認定住宅等）特別税額控除の子育て支援特例の期限延長及び改正（措法 41）

本人又は配偶者のいずれかが年令 40 才未満である者又は年令 19 才未満の扶養親族を有する者が、認定住宅等の新築取得等をして居住の用に供した場合の住宅借入金等の借入限度額が次のとおりとされました。（昨年も同様の特例がありましたが、そちらの要件が改組されました。）

◆ 認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合

- (イ) 認定住宅…5,000 万円
- (ロ) 特定エネルギー消費性能向上住宅…4,500 万円
- (ハ) エネルギー消費性能向上住宅…3,000 万円

◆ 認定住宅等である既存住宅の取得（買取再販認定住宅等の取得を除く。）に該当する場合

- (イ) 認定住宅…4,500 万円
- (ロ) 特定エネルギー消費性能向上住宅…4,500 万円
- (ハ) エネルギー消費性能向上住宅…3,000 万円

③ 年収の壁の緩和等のための、人的控除等の改正（令和 8 年 12 月 1 日より施行）

- ・ 昨年に引き続き、給与所得控除額の最低保障額が 74 万円に引き上げられ、また、基礎控除の控除額が合計所得金額に応じて引き上げられました。合わせて、家内労働者等の所得計算の特例における必要経費の最低保障額も 69 万円に引き上げられました。
- ・ 上記に合わせて、ひとり親控除、配偶者控除・配偶者特別控除、扶養控除・特定親族特別控除、雑損控除などの親族所得要件も、58 万円以下から 62 万円以下へ改正がされております。

上記の改正項目のうち、①は計算問題で、②は理論問題又は計算問題で出題の可能性があります。しっかりとした対策を講じておいてください。

なお、③については**施行日が令和 8 年 12 月 1 日**となっており試験要綱の出題範囲から外れるため、出題の可能性は高くないと考えられます。

◇法人税法

<概要・制度趣旨等>

令和 8 年度税制改正では、賃上げ促進に関する優遇税制その他の税制が改正されます。主な税制改正項目は次の項目です。

① 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の改正

- ・ 大企業向け

大企業向け（全法人向けの措置）は廃止となります。

- ・ 中堅企業向け

（イ）原則の税額控除率（10%）が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給増加割合が 3%以上から **4%以上**に変更となります。

（ロ）継続雇用者給与等支給増加割合が 4%以上である場合に、税額控除率に 15%を加算する措置から、**その増加割合が 5%以上である場合には税額控除率に 5%（その増加割合が 6%以上である場合には、15%）を加算する措置**となります。

（ハ）教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止となります。

- ・ 中小企業向け

中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止となります。

② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・ 一般型

一般型の税額控除割合の計算が改正され、一般型及び特別試験研究費の適用制限について、要件の見直しがされます。

- ・ 中小企業者等

中小企業における控除限度超過額については、**3年間の繰越し**ができることとなります。

なお、繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとなります。

③ 中小企業者等の特例

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を 30 万円未満から **40 万円未満**に引き上げられることとなります。

また、常時使用する従業員の数が 500 人以下の法人が対象であったところ、**400 人以下**の法人が対象となります。

④ その他

- ・ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の対象資産である「工具、器具備品」の取得価額判定について 30 万円以上から **40 万円以上**に改正されました。
- ・ 内国法人が企業グループ内の関連者で行った特定取引について、通常保存する契約書・請求書などの取引の関連書類に、対価の算定根拠や資産・役務の提供の内容の明細が記載されていない場合には、一定の書類を別途取得又は作成し、保存することが義務付けられる制度が創設されました。

◇相続税法

<概要・制度趣旨等>

防衛特別法人税が創設されたことに伴い、取引相場のない株式の評価上、純資産価額の算定における評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率が、37%から 38%に改正されました。

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した取引相場のない株式の評価に適用されます。

当該改正の内容が第 76 回税理士試験に反映されるものと思われます。

◇固定資産税

<概要・制度趣旨等>

自動車税及び軽自動車税の「種別割」と「環境性能割」のうち、**令和 8 年 4 月 1 日に環境性能割が廃止**されることに伴い、**固定資産税の課税客体**（地方税法第 341 条）において、「種別割」の文言が削除されることとなりました。

◇事業税

<概要・制度趣旨等>

法人事業税について「付加価値割における賃上げ促進税制の見直し」「電気供給業における地域間連系線の整備費用相当分を控除する収入割の課税標準の特例措置」（令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用）が主な改正ポイントです。

近年の本試験の出題状況から「令和 8 年 4 月 1 日以後」開始事業年度で出題される可能性が高いと予想され、上記の税制改正は出題される可能性があります。

◇住民税

<概要・制度趣旨等>

令和 8 年度税制改正項目のうち第 76 回本試験へ向けて対策すべきものは以下のとおりです。

① 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

近年のインターネット銀行等の利用拡大により、あるべき税収帰属地（納税義務者の住所地）と実際の課税団体（金融機関の所在地）との間に乖離が生じる構造となっていることから、これを調整するため、道府県に納入された利子割額相当額を一定割合で他の道府県にあん分する清算制度が導入されました。

② 大口株主が支払を受ける道府県民税配当割

持株割合が 3%以上となる個人（大口株主）が支払を受ける上場株式等の配当等について、配当割の対象に追加されるとともに、申告不要が選択できないこととなりました。

③ 寄附金税額控除

所得税と住民税の基礎控除額に生じた乖離を緩和するために、特例控除割合及び申告特例控除割合の判定金額の区分について、課税総所得金額から「人的控除差額」とともに「前年分の所得税の基礎控除額－48 万円」も差し引くこととされました。

④ 住宅借入金等特別税額控除

③と同様の理由で、住宅借入金等特別税額控除額の計算上用いる所得税の課税総所得金額について、「前年分の所得税の基礎控除額－48 万円」を加算することとされました。

上記①②については理論問題、③④については計算問題で影響があると考えられます。

◇ 国税徴収法

< 概要・制度趣旨等 >

給料等の差押禁止額のうち最低生活費に相当する金額について、給料の支給の基礎となった期間1月ごとに、滞納者本人107,000円（現行100,000円）、滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき48,000円（現行45,000円）を加算した金額とする改正がされました。

給料等の差押禁止額の計算問題で出題の可能性があります。